

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 40 年 4 月 1 日に A 事業所 B 支部の研修所に入り、2 か月間程度経過後、C 部署に配属された。B 支部での厚生年金保険被保険者期間が昭和 40 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの 1 か月となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に A 事業所 B 支部に勤務していたことは認められる。

しかしながら、現在、昭和 62 年 4 月以前に A 事業所に採用された者の厚生年金保険事務を継承している D 事業所の事務担当者は、「申立期間当時、臨時雇用員等の厚生年金保険の加入については、部署単位の裁量に委ねられており、手続は支部を経由して行っていた。」と供述しており、申立期間当時は、A 事業所 B 支部の研修所の上申により厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

また、申立人と一緒に昭和 40 年 4 月に A 事業所 B 支部の研修所に入り、その後、C 部署へ配属されたと供述している同僚二人も、申立人と同日の同年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、B 支部の研修所は、入所後ただちに厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないと考えられる。

さらに、A 事業所 B 支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得は昭和 40 年 8 月 1 日、資格喪失は同年 9 月 1 日と確認できるものの、申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、また、

D事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる賃金台帳等の資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 3 月ごろまで

昭和 31 年の春、中学校を卒業すると同時に A 社に勤務した。同社が B 社の下請けで C の部品を製造する会社だったことや同じく中卒で同期入社の同僚がいたことを記憶している。1 年半から 2 年ぐらいは働いたと思うので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚等の氏名が A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていること、及び申立人と同期で入社した同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等の書類は無く、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、申立期間当時、申立人と同時期に A 社に入社し会計事務を担当した同僚は、「入社当初の A 社は経営状況が悪く、入社してから数年間は厚生年金保険に加入させない従業員も多かったと記憶する。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の資格取得時期は入社から 31 か月後、申立人が記憶する同期入社の同僚は入社から 19 か月後、昭和 31 年 8 月に当該事業所に入社したと供述している別の同僚は入社から 24 か月後となっている。

さらに、申立期間の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に当該事業所における申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月ごろから29年1月ごろまで
② 昭和29年8月ごろから30年2月ごろまで

昭和27年4月からA事業所に就職した。同事業所は、入社した数か月後に営業を開始し、B社系列のうちの一事業所であったと記憶する。

A事業所を辞めた後、失業保険を受給した記憶があり、公共職業安定所でC事業所を紹介してもらい就職した。C事業所もA事業所と同様に開業したばかりだったと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚の氏名が、申立期間①当時にA事業所を経営していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていること、A事業所に関する申立人の記憶及び当該同僚の妻の供述から、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所について、B社は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、昭和25年から30年までの取得者の中に申立人の氏名の記載が無いことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していないと思われ、同じく同社が保管している健康保険台帳に記載がある昭和29年から32年ごろまでの取得者に、所属部署がA事業所である者が散見される旨を回答しているものの、A事業所については、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、昭和28年9月ごろにA事業所に

入社したと申立人が供述する同僚は、29年9月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、入社から約1年後に厚生年金保険に加入したものと考えられる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C事業所に関する申立人の記憶が鮮明であることから、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所が「D社C事業所」として厚生年金保険の適用を受けたのは昭和30年9月1日であり、申立期間②においてC事業所は適用事業所ではない。

また、C事業所を申立期間②当時経営していたD社は、昭和24年1月1日に社会保険の適用事業所になっているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、D社の事業を継承したE社は、申立期間②当時の書類を保管しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。